

東京大学

大学院法学政治学
研究科・法学部

News Letter

No. 8

August 2011

研究科長・学部長からの ごあいさつ

Message

東日本大震災によりご本人あるいはご家族が被災されました卒業生・修了生の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、平常の生活への早期の復旧を切にお祈り申し上げます。また、救援・復興に様々な形でご尽力されている卒業生・修了生の皆様にも、深甚なる敬意を表させていただきます。

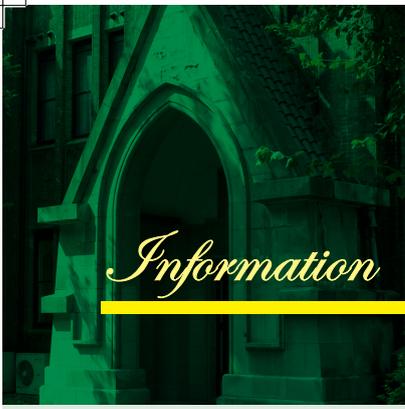
このニュースレターは、2004年以來発行を続けておりますが、本号より誌面をリニューアルいたしました。記事の充実を図り、卒業生・修了生の皆様との交流を一段と深めたく存じております。本来であれば、本号は、新年度早々にお届けすべきところ、リニューアルの準備などによりお届けする時期が遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

研究科および学部の近況として、私からは2点ほど、ご報告させていただきます。

第一に、正門を入ってすぐの場所にある古い法学部研究室（法学部3号館）の改修・増築工事が進行しています。古い建物の中庭の空間部分に増築をするという苦心の設計ですが、2012年3月末には竣工の見込みで、4月以降早い時期に研究室としての機能を再開したいと考えております。また、この工事後は図書の保管が電動集密書架により効率的になり、空いたスペースを法科大学院生の自習室に転用します。これにより懸案であった在学生全員に個室を提供することが可能になり、学習環境が大いに改善されます。

第二に、研究者の養成を目的とする総合法政専攻博士課程を活用して職業人の再教育を試みたいと考え、雑誌等を通じたPRをはじめとしています。本研究科では、2004年度まで修士課程に専修コースを設け、企業や官庁などから多数の派遣学生の皆様を受け入れ、研究科全体も大いに活性化されていました。専修コースは、法科大学院の創設時に廃止されましたが、本研究科が職業人教育にも取り組むことはやはり重要であると考え、博士課程を活用した職業人教育に取り組むこととした次第です。修士や法務博士の学位をお持ちでない方も個別の出願資格審査で受験できること、仕事を続けながらでも履修できることなど、柔軟な仕組みになっておりますので、卒業生・修了生の皆様もご関心を持っていただければ幸いです（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/in/> に案内が出ています）。

山下友信



ホームカミングデイ・ オープンキャンパスについて

毎年10月もしくは11月に開催されるホームカミングデイは、東京大学全体の恒例行事です。大学の活動について、社会の幅ひろい方々にむけて公開し、その現状について知っていただくために、まず卒業生・修了生の方々にお集まりいただき、秋の休日のひとときを楽しんでいただけるよう、いくつかの催しを設けています。また同時に、卒業生・修了生の方々が、かつて学ばれたキャンパスを訪れ昔を懐かしむ、あるいは同窓の方と旧交を温める機会として活用していただければと願っております。例年、卒業生・修了生のご家族や、近隣にお住まいの方々なども含め、多数の来場者で賑わい、好評を博しています。

昨年は、11月13日（土曜日）に開催し、法学部では独自企画として、藤原帰一教授（国際政治学）による公開講演「国際関係は変わったか——国際政治における不易と流行」を、午後4時～5時に、法文1号館1階、22番教室にて行ないました。会場にはあふれるほどの方々が詰めかけ、熱心に聴講してくださいました。大学における研究・教育活動の最先端の現場をリアルに伝えるとともに、国際政治の現実につき市民としてともに考え、貴重な機会とうけとめていただけたのではないかと思います。

今年は、10月29日（土曜日）に開催いたします。法学部の企画として、昨年と同様の催しを開くほか、全学の企画としては、学内施設公開、キャンパスツアーなどが予定されています。法学部以外の学部・大学院研究科・研究所でもそれぞれ独自の行事が行なわれ、東京大学学友会に加盟する各同窓会でも、多くのイベントを企画しています。詳しい内容は、今後、東京大学卒業生むけウェブサイト（<http://www.alumni.u-tokyo.ac.jp/>）をご覧ください。

卒業生・修了生やご家族のみなさまのご参加を、お待ちしております。また、ホームカミングデイにあわせて、同じ10月29日に

同期会・クラス会・ゼミ同窓会などを開催されることも大歓迎です。会場等の手配については、東京大学学友会が窓口となってお手伝いをさせていただきます。

さらに、「高校生のためのオープンキャンパス」を、12月23日（金曜祝日）に本郷キャンパスにて開催いたします。例年は8月に行なっている行事ですが、今年は東日本大震災にともなう事情により、12月に延期して開くこととなりました。また、翌日、12月24日（土曜）に「女子高校生のための東京大学説明会」が、駒場キャンパスにて開かれる予定です。

法学部では、12月23日のオープンキャンパスのために、模擬授業などの企画を準備中です。大学では、どのような環境でどんな勉強ができるのか。そうした学問の現場に、大学進学を考えている若い方々がじかにふれることができる、またとない機会です。卒業生・修了生の方々のご家族に、高校在学中の方がおられましたら、ぜひお薦めください。申し込みの開始は10月中旬ですが、行事の詳細や申し込み方法については、東京大学ウェブサイト（http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html）上に、順次、情報を掲載しますので、そちらをご覧ください。

法科大学院生たちが出かけて行って法を教える。これが「出張教室」である。学生有志の課外活動であるが、法科大学院が発足した2004年度から行われており、毎年、30～40名の諸君が参加している。震災のために延期になっていた昨年度最後の授業も先日無事に終了し、1年間の活動が完結した。

裁判員制度がスタートし、一般の人々の法への関心も高まっている。学習指導要領の改訂により、学校でも意識的に法の教育が始まりつつある。そんな中で、法を学ぶ学生が同時に法を教える「出張教室」は、ささやかながら学校や社会の需要に応えるものとして、好意をもって迎えられている。これまでは、(小中学校に行くこともあるが)高校を中心に授業を行ってきたが、昨年度からは文京区のシビックセンターで高齢者向けの講座も開いている。

「出張教室」は社会貢献活動であると同時に、学生たちの自主的な学習の機会でもある。法律家が紛争を解決し、よりよい法を求めるには、法とは何かをたえず問い直すとともに、当事者や関係者と適切なコミュニケーションをとることが必要である。そもそも法律家とは法と市民の媒介者であるとも言える。もちろん法律家としてのスキルを学習し、その使命を認識する機会は、様々な形で用意されている。しかし、学生たちにとって、自ら教えながら学ぶ「出張教室」は、大学の教室での学習とはひと味違う新鮮な体験となっているようである。

顧問としての私としては、これまで通り学生の自主性を尊重し、この活動を見守るとともに、学生たちが参加しやすい環境を作る工夫をしたいと考えている。

大村 敦志 (民法)



「大学対抗交渉コンペティション」

東大チーム、二度目の三連覇達成



2002年から始まった「大学対抗交渉コンペティション」も今年では第10回の記念大会を迎える。初回はわずかに4大学の参加で開始したが、住友グループの物心両面での支援の下、この大会も成長を続け、今年では16の日本の大学、中国、オーストラリアの大学の参加を得て300人規模の盛大な大会となる見通しである。

この大会は、裁判官、弁護士、企業法務員等の交渉専門家延べ約120名を審判として、12月初旬に2日間掛けて国際的ビジネス紛争をめぐって、模擬仲裁と模擬交渉で競いあう。英語の部と日本語の部があり、各大学は日英の部にそれぞれ一チーム以上出すことが原則である。東大チームのOBOGの中からも裁判官、弁護士、法学教授が輩出している。もちろん、企業や官庁で活躍しているOBOGも多く、さらには海外へ頭脳流出した者も、反対に留学生で日本に職を得て活躍している者もいる。法学部の講義や演習で勉強しただけでは身につかない「生ける法」への洞察や、戦略的な法使用としての交渉スキルなどがこの大会への参加を通じて血となり肉となるので、交渉コンペのOBOGたちは就職や留学等でも比較優位を持ち、文字通り引く手あまたな状態であるという。

この10年の交渉コンペの歴史を振り返れば、二つの相互に関連する顕著なテーマが浮かび上がる。その一つは「打倒！東大！」が他大学チームに共通する至上命題であり続けてきた点であり、もう一つは「東大の連覇がどこまで続くか？」が後援者や審判やマス・メディアのフォーカルな関心であった点である。事実、これまでの9回の大会において、東大チームは2度の三連覇を達成し、残る3回のうちの2回まで準優勝を遂げている。

しばしば「東大チームの強さの秘密はなんですか？」と聞かれるが、それは東大チームの仲の良さであろう。東大を卒業して各界に就職し、世界を股にかけて活躍するOBOGたちも、交渉コンペの共通体験を縁として頻りに集まっては旧交を温めている。切磋琢磨した共通体験としての交渉コンペが彼ら彼女らのアイデンティティの一部となっているのである。

大学対抗交渉コンペの東大チームのアドバイザーとして、彼ら彼女らの自己実現と、生きる世界の拡張に資してきたという自負を持つことができ、筆者たちは歴代の東大チームの面々にここに感謝する次第である。

太田勝造 / ダニエル・H・フット (法社会学)

法科大学院の新動向

法科大学院（大学院法学政治学研究科法曹養成専攻）では、2011年度入学者選抜試験において、法学未修者に対しては、筆記に加え面接試験も行なうこととしました。これまでも法曹としての適性をいかに的確に判定するか、苦心を重ねてきましたが、新たな面接試験を経て合格した新1年次生の今後の成長ぶりに注目しているところです。

本年度の授業は、夏期の電力供給が不透明なことから、授業終了を1週間繰り上げ、その分の授業を5月・6月の土曜日に行ないました。大学院生諸君にとっては、予習の時間が削られる厳しい夏学期でしたが、なんとか乗り切ってくれたようです。

法律学を初めて学ぶ未修コースの1年次生に対しては、本法科大学院を修了した助教経験者および若手弁護士を講師に迎え、1クラス17人前後という少人数で、基本科目の理

解を定着させる基本科目演習（民法・刑法・商法・行政法）を、昨年度から実施しています。OB・OGが親しく指導する心強い仕組みとして好評です。また、今年度から東大法曹会のご支援により、多様な法律事務所においてサマーレイニーとして弁護士実務に触れる機会を与えていただいております。大学院生にとって貴重な経験となっています。

新司法試験合格率について、本法科大学院の修了生は、受験可能な三回までの累計で7割から8割という実績を収めています。また、終了後に研究者の途を志望する者を経済面や外国語習得の面で支援する仕組みも新たに設けることとしました。引き続き法科大学院設立当初の理念を堅持して、優れた法曹の養成に取り組んで参りたいと存じます。

荒木 尚志（法曹養成専攻長）

公共政策大学院の新動向

昨年の10月から英語の授業のみで学位の取得が可能な国際プログラムコースが始まりました。現在、このコースに所属する学生とダブル・ディグリー及び交換留学で公共政策大学院に来ている学生をあわせて、約30名の海外の学生達が、従来のコースで学ぶ日本の学生とともに勉学をすすめています。

3月11日に東日本をおそった大震災は、これら海外からの学生に、日本の学生以上に大きな不安を感じさせることになったと思います。ほとんどの学生が一時日本を離れ、公共政策大学院としても、このコースの始まりを5月へと引き延ばさざるを得ませんでした。でも5月の授業開始時には、全員の顔を再び見ることができました。そして今、彼らのひとりから、「今ほど日本で勉強するのによい時はない。なぜなら、今こそが日本の人々のみならず、内外の人々が一つとなって、復

旧と復興のみならず、もっと印象深く、エキサイティングで、そして柔軟性に富んだ日本の再創造にむけて動き出す時なのだから」というメッセージ(*)をいただいています。キャンパスの日々の教育の中で、このような国境を超えたつながりを感じられることに、今さらながら感謝しています。

また、年内には、フランスのパリ政治大学との間で、コロンビア大学SIPA、シンガポール大学LKY公共政策大学院につづく、第3番目のダブル・ディグリーの協定が結ばれる予定です。アメリカ、アジアに加えて、ヨーロッパとの間でも公共政策分野における交流が活性化することを期待しています。

(*) <http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/newsletter/2011/documents/newsletter20110729.pdf>

田辺 国昭（公共政策大学院院長）

グローバル COE プログラム について

平成 20 年度に採択された当研究科のグローバル COE プログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー —— 私的秩序形成に関する教育研究拠点形成」では、「国家が形成するルールではなかったり、最終的に国家によるエンフォースメントが保証されていなかったりするにもかかわらず、現実の経済社会において国や企業が何らかの拘束感を持ちながら従っている諸規範」であって、今日では重要な機能を果たしている「ソフトロー」についての教育（人材育成）と研究を行っています。このプログラムは 5 か年度の計画で、現在、その 4 か年度目です。

教育・人材育成面では、拠点形成アシスタントや特任研究員制度を用いた人材育成に加えて、「グローバル COE プログラム提供科目」という形で法学政治学研究科の正規の教育課程の中で充実したソフトローの教育を行っています。また、毎年 8 月に当研究科で提供しているサマープログラムに博士課程学生等を参加させたほか、法科大学院修了者を中心に各年度 10 人ほど（初年度はプログラム発足時期の関係もあり 1 人）を海外のロー・ファームや国際機関にインターン・トレイニーとして派遣しています。これらによって、当拠点が目指している、実定法研究を実証に基礎を置く学際的な社会科学へと発展させる若手研究者と、国際競争力ある法律家（法曹実務家等）との育成を

着実に進めています。研究面では、基礎理論、政府規制、市場取引および情報知的財産の 4 部門の体制で取り組んでおり、事業推進担当者の先生方を中心に、各種研究会やセミナーを開催する等をしながら、研究を遂行しています。その成果は、雑誌「ソフトロー研究」やディスカッションペーパーによって発信しています。あわせて、国際シンポジウムの開催等を通して海外の研究機関・拠点との連携を進めるとともに、英文雑誌「UT Soft Law Review」を刊行し、研究成果の国際的発信の充実を図っています。ただ、プログラム開始時に配分された予算が見込みよりも大幅に少なかった上、計画期間の途中でさらに予算が削減されたことが大きな悩みです。

本プロジェクトが目指すソフトローに関する国際的教育・研究拠点の飛躍的發展を達成するためには、関係する多くの方のご支援が必要です。どうぞよろしくお願い致します。

岩村 正彦

新任教員ごあいさつ

菱田 雄郷 准教授（民事訴訟法）

2011年4月1日付で着任いたしました。よろしくお願いいたします。

1997年に法学部を卒業後、法学部助手を経て、11年近く東北大学大学院法学研究科に勤務いたしました。東北大学では、様々な専攻を持つ同僚から多くの知的刺激を受けることで視野は大きく広がりました。現在の私に11年前の私よりもマシになっているところがあるとすれば、それは東北大学の研究環境によるものであり、東北大学には感謝の言葉しかありません。

専攻は民事訴訟法です。助手時代には、多数当事者訴訟を勉強いたしました。その後も、この問題に多くの時間を費やしましたが、様々な共同研究に関わることで関心の対象は拡大しつつあります。民事訴訟法の分野では、他の多くの分野と同様、立法が盛んであるのみならず、判例にも様々な変化が見えつつあるため、その動向を追いかけるだけで一日が終わるということも少なくありません。しかし、研究者の本分は基礎的な概念を突き詰めることにありと信じておりますので、研究面では、このことを忘れずに一層の努力を重ねていきたいと考えております。

教育面でも、東北大学在籍中の様々な試みを経て、結局のところ、基礎的な概念を丁寧に教えることが近道ではないか、と感じるにいたっております。遠回りして研究と教育とは不可分である、という当たり前の認識にいたったということですが、このような認識に立つ以上、教育を軽視するということはありません。研究教育の双方に微力を尽くす所存です。

